

# 同窓会規約

## 東京学芸大学附属竹早小学校同窓会規約

### (名称・目的)

第1条 本会は、東京学芸大学附属竹早小学校同窓会と称し、会員の親睦を図るとともに、母校の発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第2条 本会は、下記のことを行う。

- (1) 集会
- (2) [会員データ管理](#)
- (3) 会報の発行
- (4) 母校への協力
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

### (会員)

第3条 会員は、下記の者とする。

- (1) 正会員 下記学校の卒業生（中途退学者で入会を希望する者を含む。）
  - ①東京府師範学校附属小学校（1876年、明治9年）
  - ②東京府女子師範学校附属小学校（1900年、明治33年）
  - ③東京第一師範学校女子部附属国民学校（1943年、昭和18年）
  - ④東京第一師範学校女子部附属小学校（1947年、昭和22年）
  - ⑤東京学芸大学附属竹早小学校（1949年、昭和24年）
  - ⑥東京学芸大学教育学部附属竹早小学校（2002年、平成14年）
  - ⑦東京学芸大学附属竹早小学校〈国立大学校法人〉（2004年、平成16年）
- (2) 名誉会長 現校長
- (3) 特別会員 現旧教職員

### (役員)

第4条 役員は、下記の通りとする。

- |      |                           |                            |
|------|---------------------------|----------------------------|
| 名誉会長 | 1名                        | 現職校長が就任する。                 |
| 会長   | 1名                        | 正会員から理事会の推薦を経て、総会において選出する。 |
| 副会長  | 若干名                       | 正会員(理事)から会長が任命する。          |
| 理事   | 正会員から選出し、50名以内とする。<br>若干名 | 特別会員から現職教員において選出する。        |
| 監事   | 若干名                       | 正会員から理事会の推薦を経て、総会において選出する。 |
| 名誉顧問 | 若干名                       | 正会員から会長が委嘱する。              |
| 顧問   | 若干名                       | 正会員から会長が委嘱する。              |

### (理事会)

第5条 理事会は、会長、副会長、及び理事により構成され、会長がこれを招集して重要事項立案審議にあたる。

第6条 名誉会長、監事は参席する。

## (役員の仕事)

第7条 役員は、下記の仕事をやる。

- 会 長 会の代表として会務を統括し、総会の長となる。  
また、理事会の代表としてその運営にあたる。
- 副 会 長 会長を補佐する。会長が職務を遂行できない場合、  
その職務を代行する。
- 理 事 会務を合議処理し、あわせて年次委員を指導する。
- 監 事 会長の諮問に応じ、会計監査をやる。
- 名誉顧問 会長の諮問に応じる。
- 顧 問 会長の諮問に応じる。

## (役員任期)

第8条 役員(特別会員である理事を除く。)の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

### (年次委員)

第9条 同窓会と各年次の連絡委員として各クラス毎2名以上選出する。

その仕事は下記のとおりとする。

- (1) クラス会、同期会などの開催につとめ親睦を図る。
- (2) 同期会員の相互連絡を図り、名簿記載事項変更が判明した時は  
速やかに理事に連絡をする。
- (3) 卒業27年後(ほぼ40歳時)に同窓会、懇親会の開催担当年次となり、  
その開催を主導する。また同時期発行の「同窓会だより」作成に協力をする。
- (4) 任期はこれを定めない。
- (5) その他、年次委員として必要な活動をやる。

## (総 会)

第10条 総会は、年1回以上催し下記の事をやる。

- (1) 会員の親睦
- (2) 会務・会計報告
- (3) 規約の改正など重要事項の審議
- (4) 改選時における会長の選出
- (5) その他

## (会 計)

第11条 正会員は、終身会員として入会の際、入会金を納入する。

- (1) 正会員は会の運営費として、年会費を納入する。
- (2) 総会、および各事業(定期発行物以外)の費用については、  
別途実費を徴収する。
- (3) 会費、事業収益、寄付金等による収入、及び会計の支出については、  
会計簿に明記し、財務担当理事が管理して、理事会に報告する。
- (4) 会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日とする。

## (雑 則)

第12条 本規約に定めるものの他、理事会の運営、及び会計の処理に関し、

必要事項はそれぞれの理事会が規則で定める。

(規約改正)

第13条 本規約は、理事会で発議し、総会における出席会員の過半数の賛成がある場合改正できる。

昭和56年04月01日制定  
平成04年10月17日改正  
平成16年10月16日改正  
平成24年10月20日改正

<b>同窓会会計細則</b>
----------------

第1条 この細則は、同窓会規約第11条み基づく会計細則とする。

第2条 入会金、及び年会費は下記の通りとする。

- ①入会金として、金12,000円を卒業時に納入する。
- ②正会員は、毎年度金2,000円の会費を納入する。
- ③既納の入会金及び年会費は、返納しない。

第3条 教職員への慶弔については、これを支出する。

第4条 通常経費以外の支出、または多額の支出は、理事会の承認を得なければならない。

第5条 この細則の改正は、理事会にて行うことができる。

附 則 この細則は平成4年10月17日より施行する。

平成04年10月17日制定  
平成08年04月01日改正  
平成15年12月04日改正  
平成22年03月07日改正

## 同窓会理事会規則

### (理事任期の始期及び終期等)

- 第1条 同窓会規約第8条に規定する理事の任期は、理事に任命された日に始まり、当該任命された日の属する年度の翌年度の3月31日に終わるものとする。
- ただし、補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。
2. 理事は、その任期が満了した後においても、新任理事が任命されるまでの間は、理事会の残務を処理する。

### (部会)

- 第2条 理事会に総務部会、事業部会、及び財務部会、その他必要な部会を置く。
2. 総務部会は、理事会議題提案、議事録作成、年間計画策定、同窓会会員の個人情報管理及び会員データの更新、その他総務に関する業務をつかさどる。
  3. 事業部会は、総会の開催、会報の発行、ホームページの情報更新、その他事業に関する業務をつかさどる。
  4. 財務部会は、同窓会会計の出納、予算決算に関する業務、財産の管理、その他財務に関する業務をつかさどる。
  5. 部会に部会長、副部会長を置く。
  6. 部会長、及び部会に属すべき理事は、理事会において定める。

### (会議)

- 第3条 理事会の会議（以下、「会議」という。）は、会長または同窓会規約第7条の規定により、その職務を代行する者が招集する。
2. 会議は、常会及び臨時会とする。
  3. 常会は、毎年度4月、9月、12月、3月に開催する。
  4. 臨時会は、必要に応じ開催する。
  5. 会議の議長は、会長、副会長、または当該会議において、その都度出席理事によって互選された者が、これにあたる。
  6. 会議の議事は、出席理事の過半数をもってこれを決する。
  7. 会議の結果は、これを記録しておくものとする。

### (規則改正)

- 第4条 この規則の改正は、理事会において行うことができる。

昭和56年04月01日制定  
平成04年10月17日改正  
平成15年07月28日改正  
平成16年04月16日改正  
平成16年11月15日改正  
平成24年04月02日改正